

2005 年度版 JSAF 保険制度

[1] メンバー保険

年会費を納めた J S A F の会員は全員加入しております。

補償範囲：

J S A F および加盟団体、特別加盟団体の主催、共同主催、公認する競技会(レース)、行事、活動およびそのための合宿、練習などに参加中の事故による死亡、後遺症に対して最高 1 0 0 0 万円まで補償されます。この保険は、国内、海外に限らず補償されておりますが、怪我による入院、通院の費用は補償されていません。

保険料：

500 円程度 / 1 人、(年間の稼働人員の実績にもとづいて変動します)

実際に活動した会員数を毎月保険会社に報告することにより、非活動会員のリスクを排除することで、実質的に保険料が大幅に安くなっております。

2004 年度 (実績) 6,205 千円

2005 年度 (予算) 5,200 千円

[2] セーラーズ保険 (スポーツ安全保険)

この保険は、文部科学省に認可された営利を目的としない公益法人の「財団法人スポーツ安全協会」が元受けの「スポーツ安全保険」です。現在 1 0 0 0 万人を超える加入者に支えられている最もコストパフォーマンスの高い (小さな掛け金、大きな補償) 保険なので J S A F の会員に普及をさせて行きたいと考えております。しかし保険料を安く押えるために、加入申込、保険料の払込み、被保険者の管理、保険金の請求、保険金支払に至るまでの事務処理が極端に簡素化されております。

基本的に、5 名以上のグループをつくり、その代表者が加入の申込と保険料を一括して取りまとめ、財団法人スポーツ安全協会の各支部 (都道府県別) の指定口座宛に保険料を払込むことになっております。保険証券の発行はありません。自動更新もできません。約款も個々の加入者には送られません。加入者数が 1 0 0 0 万人もいますので、コストの面からも、物理的な事務処理の面からも、個々の加入者ごとの対応はしておりません。また事故発生の場合、加入者かどうかの確認は、団体の代表が取りまとめるときに、「スポーツ安全保険加入依頼書」に添付した「団体員名簿」が全てであり、この名簿の作成および管理が極めて重要となります。

この保険の加入申込の受付、保険料の取りまとめ、スポーツ安全協会への払込、事故の際の報告など、必要な事務処理につきましては、県連、外洋加盟団体、艇種別協会の各事務局にお願いしておりますが、受入の体制がとられていない団体もありますので、加入に際し、所属団体に確認をとる必要があります。

補償範囲：

国内でのJSAF会員活動中の事故（セーリング中および往復途上、宿泊を含め旅行の全行程を含む）を補償します。活動する艇は会員が自主的に選定した艇であれば登録艇、非登録艇に関わらず補償されます。

保険料	1500円（1名、年間）
死亡、後遺症	死亡2000万円、 後遺症3000万円
傷害	入院4000円／1日 通院1500円／1日
対人賠償	1億円限度／1人、1事故5億円限度
対物賠償	1事故500万円限度
共済見舞金	突然死160万円
保険会社	国内損保各社（東京海上日動主幹事）
窓口	財団法人スポーツ安全協会

艇のオーナーの場合、賠償責任は風を原動力とするレース中のみ補償されます。

クルーの場合は操船中のオーナーに対する賠償責任は補償されません。

保険料：スポーツ安全協会に支払う保険料 1500円／1人。

スポーツ安全協会に払込む保険料は1500円／1名・年間ですが、予めこの保険の申込手続きのとりまとめを認めた各団体事務局で定めた金額（保険料＋振込み手数料＋事務処理費用）が実際に加入者が負担する金額となります。

振込手数料については郵便振替口座が利用できますので、全国どこでも一律70円／件です。

各団体事務局は、振込手数料を含めて加入者から送金してもらい、一括してスポーツ安全協会の各支部（都道府県別）の指定口座宛に保険料を払込むこととなります。

自動継続の手続きはありませんので、翌年からは団体事務局宛に継続または解約の連絡をいれ、継続の場合は、上記の手続きにしたがい必要な金額を団体事務局の指定郵便振替口座宛に払込む（事務局での処理時間を考慮して毎年3月15日ごろまでに送金するのがよい）。

保険期間：

団体事務局が保険料を取りまとめ、一括してスポーツ安全協会支部（都道府県別）の口座に振込んだ翌日から平成18年3月31日まで。（加入の時期にかかわらず、保険の期限は3月31日です）。

申込手続き：

会員は所属団体の事務局宛に申込む（電話でよい）

最寄の郵便局の窓口から、指定の振込依頼書（各事務局に用意されている）に必要事項を記入し、予め各事務局で定めた金額（保険料＋振込み手数料＋事務処理費用）を団体事務局の指定郵便振替口座宛に送金する。

その際、指定の振込依頼書の通信欄に、年齢、性別を記入する。また各団体で使っている会員管理番号があればそれも記入する。

団体事務局で保険料を取りまとめ、一括してスポーツ安全協会担当支部（都道府県）の指定口座に払込が完了し、保険会社で入金確認されると、その翌日から翌年の3月31日までの契約となります。したがって、各年度3月31日にスポーツ安全協会の担当各支部（都道府県）の指定口座に送金すれば、翌日の4月1日～翌年の3月31日までの契約となります。万一、送金が4月1日以降になりますと、その翌日から翌年の3月31日までの契約期間となります。その場合、送金が遅れた日数分だけ契約期間のロスが出ますのでご注意ください。

保険金請求手続き：

事故発生の場合は、各団体事務局を通して、パンフレットに記載されているスポーツ安全協会の担当支部（都道府県別）へ事故報告し、所定の書式を使って保険金の請求手続きをします。

* 事故の場合の保険金申請上の手続きの留意点

- ・各団体事務局が申請窓口となる。したがって、事故が起きた場合、出来るだけ早く各団体事務局に状況を報告する。
- ・申請は事故の日から30日以内で、4日以上の治療日数が必要です。
- ・賠償責任を負う恐れのある事故を起こしたときには、直ちに連絡し、ものの損傷については事故の状況が把握できるよう現場写真などをとっておく。示談に際しては、事前に連絡する。

問合わせ先：

〒105-0001 港区虎ノ門1 - 12 - 1 虎ノ門第一法規ビル2階

「財団法人スポーツ安全協会」

Tel：03-5510-0022

Fax：03-5510-0020

URL：http://www.sportsanzen.org

または、各県体育協会内にある「財団法人スポーツ安全協会」都道府県支部

[3] 主催者賠償責任保険、総合賠償責任保険

- ・主催者賠償責任保険 外洋加盟団体の統括する外洋艇レース対象
- ・総合賠償責任保険 ディンギーレース活動対象

現在、外洋系の「主催者賠償責任保険」とディンギー系の「総合賠償責任保険」の2本立てになっており、今後一本化することが検討課題となっている。

しかしながら、次の3つの問題があり実現しておりません。

- (イ) 非管理海面(オフショアレース)、管理海面(インショアレース)との問題
- (ロ) 機関あり(外洋艇)、機関なし(ディンギー)との問題
- (ハ) 事故の際のリスクの大(オフショアレース)小(インショアレース)の問題

したがって、2005年度は現行の保険(旧N側は「主催者賠償責任保険」、旧J側は「総合賠償責任保険」)をそれぞれ継続致します。

(1) 主催者賠償責任保険

主催者保険の制度が変わりました。

従来は、年度末にその年度に行われたレース名、開催時期、参加艇数について実績報告を提出してきましたが、参加艇数の把握については毎年変動があり、各外洋加盟団体事務局の事務負担も大きく、また正確性に欠ける面もありました。

2004年度からは参加艇数の報告は不要となり、各外洋加盟団体事務局からは、レース名とレース本数(シリーズレースの場合はレースごとに1本と数えます)のみを報告していただき、このレース本数の総数を基礎として、次年度の保険料を算定することになりました。

その結果、年度末の実績に基づく確定精算は不要になり、年度末の各加盟団体の事務負担が軽減されました。

また、搜索救助費用の特約については、NORC時代からの「外洋ヨット保険」団体扱いと見合いのもとに適用されておりましたが、2001年を以って「外洋ヨット保険」の取扱いを終了したため、主催者賠償責任保険の特約条項としての引受けができなくなりました。その代わりとして、レースの都度スポットで契約できる国内旅行傷害保険(搜索救助プラン)を新設いたしました。コミッティ傷害保険と合わせて利用する方法をご検討してください。

補償範囲：

基本部分と特約部分で構成されております。

主催者賠償責任保険= 基本部分 + 特約部分

特約部分=(イ)初期対応費用+(ロ)訴訟対応費用+(ハ)保険料不精算特約

基本部分：

日本国内における外洋ヨットのレース主催者(共同主催を含む)としての運営上の過失により、レース参加者などの第三者の身体・生命を害したときや、第三者の財

物を損壊した事により、JSAFおよび外洋加盟団体が負担すべきとされる法律上の賠償責任に対し、損害賠償金および訴訟費用をてん補する。

特約部分：

(イ) 初期対応費用担保特約

責任の有無が判明する前でも、社会通念上妥当と思われる費用をてん補する。(取り片付け費用、見舞金など)

(ロ) 訴訟対応費用担保特約

応訴のために合理的に必要な被保険者の内部的な費用をてん補する。(臨時雇用費用・事故の再現実験費用等)

(ハ) 昨年の実績数字に基づき確定保険料を前もって決め、保険期間満了時の確定精算を省略する特約。

* 搜索救助費用の特約は外れました。

補償金額：

対人賠償	1名あたり	5,000万円、1事故あたり5億円
対物賠償	1事故あたり	5億円
初期対応費用	1事故あたり	500万円
訴訟対応費用	1事故あたり	2,000万円

* ~ のについて、免責は無し

契約方法：

<お申込み時>

申込書・年間主催レース予定表・外洋加盟団体事業所リストを提出し、前年1月～12月までの外洋加盟団体が主催または共催したレースの本数を保険料算出の基礎とした確定保険料の初回分を保険始期までに払込む。

<満期時>

満期時に確定精算はしない。

保険料： 2,106,720円(2004年度のレース本数、304本)

基本(対人)	4,280円/1レース
(対物)	1,050円/1レース
初期対応費用	530円/1レース
訴訟対応費用	1,070円/1レース
合計	6,930円/1レース

(2) 総合賠償責任保険

旧JYAが契約をしている保険で、大会を運営する組織ならびに指導者に対する賠償責任を問われた場合に補償される保険です。加盟団体(16外洋加盟団体を除く)および特別加盟団体をはじめ、それに携わる指導者全員の加入を義務づけるものとして実施しており、全国指導体制の確立を図るものであります。体育・スポーツと競技・練習中の人、あるいは観客などが、体育施設の欠陥、行事の運営ミス、練習指導ミスが原因となって負傷したり、死亡した場合には、施設の管理者、行事運営者、指導者は、被害者に対し民法上あるいは国家賠償法による賠償責任を負うこととなります。

このような場合に、JSAF、加盟団体（16外洋加盟団体を除く）各公共団体、JSAF登録指導者が主催する各行事、ならびに指導中の事故に対する関係者の賠償責任を総合的に補償しようとするものであります。

この場合の登録指導者とは、JSAFの会員で、その所属団体が「指導者」として認め、所定の加入申込書に記載されている者をいう。

補償範囲：

JSAF本部、加盟団体、各公共団体、JSAF登録指導者が主催する各行事ならびに指導中の事故に対して、関係者の民法や国家賠償法上の賠償責任を補償する。

登録指導者が指導中に発生した事故に対する加盟団体（16外洋加盟団体を除く）特別加盟団体ならびにその登録指導者に対する賠償責任。

登録指導者とは、JSAF会員で、その所属団体が指導者として認め所定の加入申込書に記載されている者。

賠償責任は賠償金、訴訟対応費用、弁護士費用なども補償する。

被保険者相互間の事故に起因する損害については、次の場合を除いて補償されます。

- ・被保険連盟間の責任
- ・登録指導者が連盟に与えた損害
- ・登録指導者が被保険連盟主催行事において、主催者側として参加中に被保険連盟が当該登録指導者に与えた損害

補償金額（てん補限度額）：

対人事故	被害者1名あたり	7000万円	1事故	2億円
対物事故			1事故	1億円

ただし、1年間の補償金額は、対人事故は2億円が限度となります。

また1事故について5千円は免責（自己負担）となります。

保険料：1,114,920円/年（2004年度実績）

800,000円/年（2005年度予算）

団体保険料負担金（A級団体、B級団体の2種）

A級団体（100人以上）：10,000円/年

B級団体（100人以下）：5,000円/年

* A・B種別の区分は、年度毎に基準を定め事務局が認定します。

指導者保険料負担金

指導者1名につき500円

* 加盟団体（外洋を除く）が負担する保険料は、 + × 指導者人数

保険期限： 毎年4月1日より翌年4月1日まで

契約手続き：

保険会社との契約はJSAFが一括して行います。

加入方法：

所定用紙の「日本セーリング連盟総合賠償責任保険加入台帳(様式1)」を使用し、コピーして日本 JSAF 本部事務局宛てに送付します。追って後日追加申し込みの場合は、所定の台帳に累進記入して、累進した頁のコピーを送付して加入の手続きとします。

行事台帳の備え付

各加盟団体、特別加盟団体は、JSAF、各加盟団体および特別加盟団体が主催・共同主催もしくは後援して行う行事台帳を備え、行事内容(名称、期間、参加人員)を記録し、毎年12月31日をもって台帳をコピーし、その年度の行事開催状況報告を翌年1月20日までに JSAF 本部事務局宛てに提出するものとします。「**指定根票年度行事記録台帳(様式2)**」

保険料の払込み：

加入申込台帳の記入欄に必要事項を記載し確認の上、次の JSAF 指定の銀行口座に振り込むものとする。

みずほ銀行 渋谷支店 普通 250135 財団法人日本セーリング連盟

* 次のような場合は、保険金は支払われません。

関係者の故意

地震、洪水、津波などの天災

関係者と第三者との間に、損害賠償に関し特約がある場合において、その特約により加重された賠償責任

関係者間、関係者と同居の親族に対する賠償責任

航空機、自動車、または施設(行事・会場)外による賠償責任

なお、体育・施設・スポーツ活動中の事故については、被害者自身の過失のあるものや不可抗力のあるものも多いため、示談に際しては事前に保険会社と十分に相談する必要があります。万一、賠償責任を負う恐れのある事故が発生したときは、直ちに JSAF 事務局宛に、次の事項を連絡する。

- ・ 事故の発生日
- ・ 事故の発生場所
- ・ 被害者の氏名・年齢・職業
- ・ 事故の原因と状況
- ・ 損害の程度

[4] その他（レース実行委員会が手配する保険）

（ 1 ）コミッティ傷害保険

この保険は、国内旅行傷害保険の一種で、外洋レースの運営者（レースコミッティ）がレースを運営する期間中、陸上、海上を含む開催地において、運営者自身に発生した身体傷害事故に対して補償される。レース運営のために自宅を出てから、レース運営を終了し自宅に戻るまでの間も補償される。

J S A F 全体の年間レーススケジュールと、レースの都度運営者名簿を提出することにより運営者全員の一括補償が可能。メンバーズ保険の中で補償されている死亡、後遺症とダブってしまうが、保険金は両方から支払われる。

補償範囲：

レースを運営する期間中の運営者自身に発生した身体傷害事故（レース開催地までの往復途上、陸上、海上の運営場所を含む）

死亡、後遺障害 3 0 0 0 万円 / 1 人、入院 6 0 0 0 円 / 1 日、通院 4 0 0 0 円 / 1 日。

保険金額および保険料

保険金額 1 名 / 保険期間	3 泊 4 日迄	6 泊 7 日迄	13 泊 14 日迄	1 ヶ月迄
死亡・後遺障害 30,000 千円	486 円	672 円	855 円	1,455 円
入院日額 6,000 千円	103 円	125 円	188 円	291 円
通院日額 4,000 千円	243 円	293 円	407 円	669 円
合計	832 円	1,045 円	1,450 円	2,415 円

申込方法

所定の申込書（書式 1）に、コミッティ参加者の氏名、性別、年齢など必要事項を記入し、下記の東京海上日動代理店宛てに FAX にて申込み、必要な保険料を代理店の指定口座に振込む。

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3 - 8 - 7 辰巳ビル 5 F

東南興産株式会社 東京事業部

TEL: 03-3265-5531 FAX: 03-3265-5535

（ 2 ）国内旅行傷害保険（ 搜索救助プラン ）： 搜索費用補償保険（旧呼称）

主催者賠償責任保険の搜索救助特約の廃止に伴って新設されました。

ご契約者： 国内ヨットレース・レース実行委員会の代表者

被保険者： 申込書に記載された国内ヨットレース全参加艇の搭乗者
全員（氏名・刀ガナ・性別・生年月日の明記）

保険種類： 国内旅行傷害保険（東京海上日動）

保険期間： 事前に申込書に記載された期間

(当該ヨットレースのスタート～フィニッシュ)

補償内容： 搭乗するレース参加艇が行方不明または遭難したとき。

事故によって緊急な捜索・救助活動が必要なことが警察などにより確認されたとき。

捜索救助費用・現地への交通費(往復2名分)・宿泊費(1名につき14日限度2名分)・その他

保険料：下記の通り(1名/保険期間)

3泊4日迄/レース海域	湾内レース	湾外20海里以内	湾外20海里超
1名様保険金額			
死亡・後遺障害 1,000千円	16円	491円	966円
救援者費用等 3,000千円	123円	201円	201円
合計	139円	692円	1,167円

6泊7日迄/レース海域	湾内レース	湾外20海里以内	湾外20海里超
1名様保険金額			
死亡・後遺障害 1,000千円	21円	496円	971円
救援者費用等 3,000千円	156円	234円	234円
合計	177円	730円	1,205円

13泊14日迄/レース海域	湾内レース	湾外20海里以内	湾外20海里超
1名様保険金額			
死亡・後遺障害 1,000千円	29円	741円	1,454円
救援者費用等 3,000千円	201円	260円	318円
合計	230円	1,001円	1,772円

ただし、保険期間は1ヶ月(30日)迄のお引受が可能です。

<注> レース参加者全員の加入が条件

申込方法： 所定の申込書(書式2)に必要事項を記入しレース出艇申告書と共に、下記の東京海上日動代理店宛てに FAX にて申込み必要な保険料を代理店の指定口座に振込む。

保険始期までに保険料を送金して申込を完了する。

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋3-8-7 辰巳ビル5F

東南興産株式会社 東京事業部

TEL:03-3265-5531 FAX:03-3265-5535

(書式1)

東南興産株式会社 東京事業部 行き

FAX:03-3265-5535

J S A F 外洋本部コミッティー傷害保険申込書

以下の通り、申し込みます。

申込日 平成 年 月 日
申込者 加盟団体名：外洋() 委員会名：
氏名：
目的 レース名： レース期間：
計測名： 計測期間：
計測場所：

明細	被保険者名	性別	年齢	保険始期	保険終期
1	フリガナ 氏名	男/女	歳	年 月 日	年 月 日
2	フリガナ 氏名	男/女	歳	年 月 日	年 月 日
3	フリガナ 氏名	男/女	歳	年 月 日	年 月 日
4	フリガナ 氏名	男/女	歳	年 月 日	年 月 日
5	フリガナ 氏名	男/女	歳	年 月 日	年 月 日
6	フリガナ 氏名	男/女	歳	年 月 日	年 月 日
7	フリガナ 氏名	男/女	歳	年 月 日	年 月 日
8	フリガナ 氏名	男/女	歳	年 月 日	年 月 日
9	フリガナ 氏名	男/女	歳	年 月 日	年 月 日
10	フリガナ 氏名	男/女	歳	年 月 日	年 月 日

[5] 外洋ヨット保険（ヨット・モーターボート総合保険）

艇のオーナーが任意加入する「ヨット・モーターボート総合保険」です。

現在、東京海上日動、損保ジャパン、日本興亜損保、三井住友海上などの各社がこの保険を販売している。

種類：

レーサープラン

国内の全ヨットレースを補償する。

クルーザープラン

ヨットレースを補償しないプラン

レースをしない艇の場合の割安なプランで船体・マスト共にレース中の補償はない。

レース中の船体・マスト以外の事故は補償される。

補償範囲：主なものは

- ・船体保険（船体部分、マスト部分） レーサープランのみ
- ・賠償責任保険
- ・搭乗者傷害保険
- ・捜索救助費用保険
- ・撤去費用保険

* 詳しい補償範囲、保険金額、保険料については各社のパンフレットを参照して下さい。
この種の保険は各保険会社が独自に商品開発をしており、加入については各艇のオーナーの判断とします。

[6] プレジャーボート総合保険（PB 総合保険）

漁船損害等補償法に基づいて1999年10月に発売された新種の保険で、保険会社ではなく、全国51ヶ所にある漁船保険組合が引受ける制度保険である。主として漁港を利用するプレジャーボートを対象として引受を開始した。この保険は漁船保険が引受けるプレジャーボート・オーナーのための賠償責任保険であるPB責任保険に、東京海上日動が引受ける船体保険や搭乗者傷害保険をセットし総合的な補償を可能にした保険である。したがって、漁船保険が引受けるPB責任保険と東京海上日動が引受けるPB責任保険ワイド、PB船体保険、PB搭乗者傷害保険で構成されている。

- ・PB責任保険
- ・PB責任保険ワイド

船骸撤去費用、水面清掃費用、捜索救助費用、他船の私物損害、落水者に対する賠償責任
陸上保管中の賠償責任

- ・PB船体保険
- ・PB搭乗者傷害保険

補償内容などについては、別紙に従来のヨット保険（ヨット・モーターボート総合保険）との比較表を用意したので参考にさせていただきたい。

なお、この保険についての問合せ先は次の通りである。

5トン未満のPB責任保険は 漁船保険組合 <http://www.ghc.or.jp/>

5トン以上 東京海上日動火災保険株式会社 船舶営業部